

ID: 534

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	受益者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	海岸法 第33条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
<p>【基準】</p> <p>法第33条の規定による。 (受益者負担金)</p> <p>第33条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、海岸管理者の属する地方公共団体の条例で定める。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日